

総行女第13号
総行給第42号
令和6年5月17日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部
女性活躍・人材活用推進室長
給与能率推進室長
(公印省略)

「男性育休の取得促進に関する事例集」の送付及び男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の積極的な推進について

平素より、当室の業務に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

地方公務員の男性の育児休業等の取得の推進については、「男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の更なる推進について」（令和5年12月25日総行公第140号・総行女第30号。以下「令和5年12月通知」といいます。）等により、これまで積極的な取組を助言してきたところです。このような中、令和5年12月通知でお伝えしたとおり、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）にて、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとされました。

男性が育児休業を取得することは、本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織にとっても多様な人材をいかすマネジメント力の向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点から重要です。

内閣府の調査によれば、男性の育児に対する配偶者との役割分担に関する希望を年代別にみると、20歳代、30歳代ともに、「半分ずつ分担」を希望するとの回答が約8割に上っています。また、今後の子育て世代となる大学生について、育児休業を取って子育てをしたい男性の割合は年々増加し、最新の数値では6割を超えるなど、積極的に子育てをすることを希望する者が増えており、共働き希望についても、男性は年々増加して最近では6割を超え、女性は7割以上の高い水準で推移しているとの民間企業の調査結果もあります。

生産年齢人口が減少し、地方公共団体の採用試験の受験者数・競争率が長らく減少傾向にあるとともに、仕事や生活の在り方に関する価値観が多様化する中において、公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場となるためには、「共働き・子育て」が可能となる職場環境の整備が不可欠であると考えられます。

そこで、この度、各地方公共団体の男性職員の育児休業取得促進に係る取組の加速化に寄与するため、取得率が着実に上昇している地方公共団体等を対象に、男性職員の育児休業取得率の向上につながった取組についてヒアリングを行い、その結果を事例集として取りまとめましたので、送付いたします。

本事例集に掲載している各取組事例は、それぞれの団体における男性職員の育児休業取得促進を阻害している要因・課題を把握、分析した上で、その解決に向けて考案されたものです。そのため、各取組事例の紹介に当たっては、取組の内容や具体的な事務の

流れだけでなく、取組を行うこととなった要因・課題や背景、またどのような点に留意して考案し、実施しているかなどの取組のポイント部分（本事例集では「アイデア」と呼んでいます。）に着目し、取りまとめることを目指しました。合わせて、各団体から実際の資料を御提供いただき、「参考資料編」としてまとめました。

育児休業取得率の向上のためには、各団体において育児休業取得促進に係る取組の現状や課題を把握、分析した上で、課題解決に向け有効と考えられる取組を行うことが重要です。各団体におかれましては、事例集に掲載している取組事例やアイデアを参考に、男性職員の育児休業取得率の政府目標に向け、より一層、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

事例集の作成に当たり、多くの地方公共団体の皆様に、取組状況等についてお伺いしたところであり、御協力いただいた団体の皆様方に改めて御礼申し上げます。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知いただくとともに、各市区町村等においてもより積極的な取組が行われるよう、助言方お願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

<p>【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課 女性活躍・人材活用推進室 加藤、櫻井 電話 03-5253-5546（直通） 給与能率推進室 村瀬、前島 電話 03-5253-5551（直通）</p>
